⑸　2⑵に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は平成21年10月９日（金）を予定する。

⑺　技術提案書のヒアリングを行う。

⑻　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Subject matter of the contract : Design of the Shin Meishin Expressway komaki elevated Bridge and other 1 bridge

⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 17 July 2009

⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 9 September 2009

⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Hisashi Iwata Director General of Nagoya regional Bureau, Central Nippon Expressway Company Limited

⑸　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑹　The contact point for documentation relating to the proposal : Masahiro Yumiya Assistant Manager of Contract Administration Sec., General Affairs Department. Nagoya Regional Bureau, Central Nippon Expressway Company Limited 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya-City, Aichi 460―0003 TEL 052―222―1447 FAX 052―232―3748

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

呉合同設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成21年７月７日

中国地方整備局長　藤田　武彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

1　業務概要

⑴　業務名：呉合同設計業務

⑵　業務内容：呉地方合同庁舎の基本・実施設計及び積算を行う業務である。

⑶　履行期限：平成23年２月25日

2　申請の時期

平成21年７月７日から平成21年７月17日（閉庁日を除く。）

なお、平成21年７月21日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（閉庁日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、平成21年７月７日から中国地方整備局総務部契約課において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に呉合同設計業務設計共同体協定書⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年10月７日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成20年10月７日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　中国地方整備局長から指名停止等の措置を受けていないこと。

④　平成20年10月７日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑤　本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

なお、「資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者」とは次に掲げる者をいう。

・建設業者の（若しくは建設業者が自社の）発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

・建設業者（若しくは自社）の代表権を有する役員が自社（若しくは建設業者）の代表権を有する役員を兼ねている者。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑧　中国地方整備局営繕部の建築関係建設コンサルタント業務の平成20年度の業務成績において60点未満がないこと。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、呉合同設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、呉合同設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、呉合同設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。